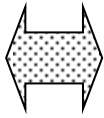


陸別小学校の教育

<教育理念>

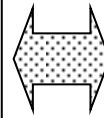
自立 共生

国・道・十勝の教育方針



学校教育目標

かしく (知) やさしく (徳) たくましく (体)
校訓
強く 正しく 睦ましく



陸別町教育目標

目指す学校像 「笑顔・信頼期待・誇り・プラスワン」 合い言葉は ~Stepp up 陸小~

- ・ 「笑顔」(Smile) → 子どもが「明日もまた来たい」と思える通いがいのある学校づくり
- ・ 「信頼」「期待」(Trust)(Expectations) → 保護者や地域から信頼され、期待される学校づくり
- ・ 「誇り」(Pride) → 職員が生き生きと自信をもって活動し、自慢できる学校づくり
- ・ 「プラスワン」(Plus One) → 積極的な「プラスの風」を吹き込むことによる学校改革

目指す児童像 (6つの気)

- ・ 進んで学習に取り組む子ども (やる気、根気)
- ・ 思いやりをもち、認め合うことができる子ども (和気)
- ・ 明るく豊かな表現ができる子ども (元気)
- ・ 自分の考えをもち、自信をもって行動できる子ども (勇氣)
- ・ 笑顔であいさつができる子ども (元気)
- ・ 当たり前を真剣に、徹底できる子ども (本気)

目指す教師像

- ・ いつも温かい心をもち、どの子にも公平に接する教師
- ・ 子どもの良さや可能性を受け止められる教師
- ・ 地域や保護者の声に耳を傾け、共に歩み続ける教師
- ・ 互いに助け合い、力を出し合える教師
- ・ キャリア・ステージに応じた資質・能力を身につけた教師
- ・ 当たり前が徹底できる教師

ワークショップ方式による改善案の共有

今年度の重点

社会で生きる力の育成

- ① 学校全体で教育の質を向上する
 - ・ 基礎・基本の定着に向けた分かる授業展開のスタイル確立（見直しと振り返り）
 - ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関わる授業研究
 - ・ 論理的思考力や創造性、問題解決能力の育成を図る「プログラミング教育」の推進
 - ・ 1人1台端末の活用とオンライン、持ち帰り学習の充実
 - ・ 「学校の新しい生活様式」による教育活動の工夫
 - ・ 内外に関く研修（公開研修）の充実と学校教育指導訪問の効果的な活用
 - ・ 学びをつなげ、教育効果を最大限に高めるカリキュラム・マネジメントの確立
 - ・ 根拠を明確にした学校改善プランによるPDCAサイクルの確立
 - ・ 経営重点を具現化する学校運営検討委員会の充実と分掌業務の推進
- ② 未来にはばたく力を身に付けさせる
 - ・ 町の教育理念の具体化に向けた「ふるさと科」「小中一貫教育」「土曜授業」の内容の精選と充実
 - ・ 自己実現を図る「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の推進
 - ・ 全教職員による個別の教育支援計画の把握と特別支援教育のサポート体制の充実

豊かな人間性と健やかな体の育成

- ① 豊かな人間性と社会性を育む
 - ・ 教科書を活用した「特別の教科道徳」の時間の充実
 - ・ 学校教育全体を通じた道徳教育における問題解決的な学習、体験的な学習の推進
 - ・ 生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした指導の充実
 - ・ 「陸別小学校いじめ防止条例」に基づいた組織的・継続的な対応の強化
 - ・ 児童会や中学校と連携したいじめ撲滅集会等の取組の充実
 - ・ いじめアンケート、ハイパーQ-Uの分析によるいじめ、不登校の早期発見、未然防止の取組
 - ・ ネットトラブル、コロナいじめ等家庭との連携による未然防止策の充実
 - ・ 「人権週間」や「ふれあい月間」等における取組を通じた人権教育の充実
- ② 健康でたくましい体をつくる
 - ・ 新体力テストの実施、結果分析による学級の実態の把握と改善への取組
 - ・ 新型コロナ対策、病気予防及び健康保持及び増進、薬物乱用防止等の健康教育の充実
 - ・ 学校給食を活用した食育の推進

学校は楽しく

陸別の子は陸別で育てる

家庭は温かく

地域は明るく

地域総がかりで学びを支える体制の構築

- ① 家庭と連携して子どもの学びを支える
 - ・ 端末やシートの活用による家庭と連携した家庭学習、生活習慣の確立
 - ・ 学校図書館と連携した家読の取組の推進
- ② 地域と協働して子どもの学びを支える
 - ・ 教育委員会、中学校と連携した専科指導の充実
 - ・ 地域諸行事への積極的参加（町文化祭・しばれフェスティバル）
 - ・ 地域の教育資源の発掘と活用（放課後学習ボランティア等の確保）
 - ・ 子ども会、少年団活動を通しての健全育成
 - ・ 学校運営協議会、学校便り、PTA活動、学校開放、民生委員との連携
 - ・ 陸別中学校・保育所・他関係機関、地域学校協働本部との連携
 - ・ おやじの会との連携

学びをつなぐ学校づくりの実現

- ① 子どもの学びをつなぐ
 - ・ スタートカリキュラムの充実による、保小の円滑な接続
 - ・ 小中相互の授業参観や校内研修への積極的参加
 - ・ 基本的な学習・生活習慣定着のための中学校と連携した取組の積極的な推進
 - ・ ALTや中学校英語科教諭を効果的に配置、活用した外国語・外国語活動の充実
 - ・ 関係各機関と連携した危機管理・安全教育の推進
- ② 信頼される学校をつくる
 - ・ 服務規律保持確認日における研修機会の確立、面談等による啓発
 - ・ コアチームによる「Rord」を活用した働き方改革推進
 - ・ 教員育成指標に基づくキャリアステージに応じたメンター研修・OJTの充実
 - ・ 定期的な学校便りの発行や町広報誌、新聞等の活用
 - ・ 学校評価による学校経営状況の公表

1 学校教育目標

- (1) かしこく(知) (2) やさしく(徳) (3) たくましく(体)

【校訓】「強く、正しく、睦ましく」 【教育行政方針】陸別の子は陸別で育てる

2 令和4年度の学校経営基本方針

社会の在り方が劇的に変わる Society5.0時代の到来や未だ収束を見せない新型コロナウイルス感染症への対応など、先行き不透明で予測困難な時代において、子どもたちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

そのため学校は、一人の子どもも取り残すことなく、確かな学びを保障するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた積極的な授業改善に取り組むとともに、保護者や地域に対し、子どもの学びや育ちの状況、さらには今後の取組をより一層丁寧に伝え、信頼と期待に応える教育を進めていくことが大切である。

今年度は、令和3年度に引き続き「新学習指導要領の着実な実施」や「GIGAスクール構想によるICTの活用」「学校における働き方改革の推進」「新しい学校の生活様式による教育活動の工夫改善」など、必要な改革を更に進めることで、学校教育目標の具現化を図り、一人一人が自らの向上的変容のために努力し、機能する組織体としての学校を目指していく。あわせて、小中一貫校として、陸別中学校と連携し、「学力の定着」「豊かな人間性と社会性の育成」「9年間を見通した一貫性・継続性のある指導」「ふるさと教育の充実」等に努め、めざす中学3年生の姿「町ぐるみで育むきらりと光る りくべつ子ども」～町への誇りと、温かなところを持った子～に迫る教育活動を推進していく。

また、今年度は、教育振興基本計画の第3期計画の最終年度であることから、これまでの本校の教育活動を確実に検証し、成果と課題を明確にしていきたい。

3 目指す学校像

「笑顔・信頼期待・誇り・プラスワン」

合い言葉は ～Stepp up 陸小～

- (1) 「笑顔」(Smile) → 子どもが「明日もまた来たい」と思える通いがいいのある学校づくり
- (2) 「信頼」「期待」(Trust)(Expectations) → 保護者や地域から信頼され、期待される学校づくり
- (3) 「誇り」(Pride) → 職員が生き生きと自信をもって活動し、自慢できる学校づくり
- (4) 「プラスワン」(Plus One) → 積極的な「プラスの風」を吹き込むことによる学校改革

※ ワークショップ方式による改善策の共有

4 目指す児童像

- (1) 進んで学習に取り組む子ども(やる気、根気～学力の定着)
- (2) 自分の考えをもち、自信をもって行動できる子ども(勇気～自己有用感)
- (3) 思いやりをもち、認め合うことができる子ども(和気～人間関係形成力)
- (4) 笑顔であいさつができる子ども(元気～コミュニケーション力)
- (5) 明るく豊かな表現ができる子ども(元気～表現力)
- (6) 当たり前を真剣に、徹底できる子ども(本気～ルールの定着、危機管理能力)

5 目指す教師像

- (1) いつも温かい心をもち、どの子にも公平に接する教師
- (2) 子どもの良さや可能性を受け止められる教師
- (3) 地域や保護者の声に耳を傾け、共に歩み続ける教師
- (4) 互いに助け合い、力を出し合える教師
- (5) キャリア・ステージに応じた資質・能力を身につけた教師(学び続ける教師)
- (6) 当たり前が徹底できる教師(教育公務員としての倫理、サービス、教師力)

6 本年度の経営の重点

(1) 社会で生きる力の育成

① 学校全体で教育の質を向上する

- ・ 基礎・基本の定着に向けた分かる授業展開のスタイル確立（見通しと振り返り）
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関わる授業研究
- ・ 論理的思考力や創造性、問題解決能力の育成を図る「プログラミング教育」の推進
- ・ 1人1台端末の活用とオンライン、持ち帰り学習の充実
- ・ 「学校の新しい生活様式」による教育活動の工夫
- ・ 内外に開く研修（公開研修）の充実と学校教育指導訪問の効果的な活用
- ・ 学びをつなげ、教育効果を最大限に高めるカリキュラム・マネジメントの確立
- ・ 根拠を明確にした学校改善プランによるPDCAサイクルの確立
- ・ 経営重点を具現化する学校運営検討委員会の充実と分掌業務の推進

② 未来にはばたく力を身に付けさせる

- ・ 町の教育理念の具体化に向けた「ふるさと科」「小中一貫教育」「土曜授業」の内容の精選と充実
- ・ 自己実現を図る「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の推進
- ・ 全教職員による個別の教育支援計画の把握と特別支援教育のサポート体制の充実

(2) 豊かな人間性と健やかな体の育成

① 豊かな人間性と社会性を育む

- ・ 教科書を活用した「特別の教科道徳」の時間の充実
- ・ 学校教育全体を通じた道徳教育における問題解決的な学習、体験的な学習の推進
- ・ 生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした指導の充実
- ・ 「陸別小学校いじめ防止条例」に基づいた組織的・継続的な対応の強化
- ・ 児童会や中学校と連携したいじめ撲滅集会等の取組の充実
- ・ いじめアンケート、ハイパーQ-Uの分析によるいじめ、不登校の早期発見、未然防止の取組
- ・ ネットトラブル、コロナいじめ等家庭との連携による未然防止策の充実
- ・ 「人権週間」や「ふれあい月間」等における取組を通じた人権教育の充実

② 健康でたくましい体をつくる

- ・ 新体力テストの実施、結果分析による学級の実態の把握と改善への取組
- ・ 新型コロナ対策、病気予防及び健康保持及び増進、薬物乱用防止等の健康教育の充実
- ・ 学校給食を活用した食育の推進

(3) 地域総がかりで学びを支える体制の構築

① 家庭と連携して子どもの学びを支える

- ・ 端末やシートの活用による家庭と連携した家庭学習、生活習慣の確立
- ・ 学校図書館と連携した家読の取組の推進

② 地域と協働して子どもの学びを支える

- ・ 教育委員会、中学校と連携した専科指導の充実
- ・ 地域諸行事への積極的参加（町文化祭・しばれフェスティバル）
- ・ 地域の教育資源の発掘と活用（放課後学習ボランティア等の確保）
- ・ 子ども会、少年団活動を通しての健全育成
- ・ 学校運営協議会、学校便り、PTA活動、学校開放、民生委員との連携
- ・ 陸別中学校・保育所・他関係機関、地域学校協働本部との連携
- ・ おやじの会との連携

(4) 学びをつなぐ学校づくりの実現

① 子どもの学びをつなぐ

- ・ スタートカリキュラムの充実による、保小の円滑な接続
- ・ 小中相互の授業参観や校内研修への積極的参加
- ・ 基本的な学習・生活習慣定着のための中学校と連携した取組の積極的な推進
- ・ ALTや中学校英語科教諭を効果的に配置、活用した外国語・外国語活動の充実
- ・ 関係各機関と連携した危機管理・安全教育の推進

② 信頼される学校をつくる

- ・ 服務規律保持確認日における研修機会の確立、面談等による啓発
- ・ コアチームによる「Rord」を活用した働き方改革推進
- ・ 教員育成指標に基づくキャリアステージに応じたメンター研修・OJTの充実
- ・ 定期的な学校便りの発行や町広報誌、新聞等の活用
- ・ 学校評価による学校経営状況の公表

いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応でなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 いじめ防止に関する基本理念

- ・いじめの芽は、どの児童にも生じ得るという緊張感を持つこと。
- ・全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する理解を深めさせること。
- ・いじめを受けた児童の生命と心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること。

上記に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた生徒にも何らかの原因、責任があると考えてはならない。不適切な方法で人間関係の問題に対応したことによりいじめの芽が生じないように、未然防止に取り組むことが重要である。また、発生したいじめは、関係者連携のもと早期に解消する。
- 発達段階に応じて望ましい人間関係を構築する力とともに、けんかなど交際関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復する力を身に付けさせる。また、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、夢や希望を持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きる力を育む。

3 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの理解に当たっては、次の点に留意する。

- いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を十分に踏まえ、客観的に行うこと。
- インターネットなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

- 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な人間関係を再び築くことができた場合は、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導することは可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有し対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。ささいに見える行為でも表に現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め、支え合い成長する観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」等、特に配慮が必要な児童について、適切な支援を行う。

4 いじめの解消

謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復の状況など他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的行為が少なくとも3か月止んでいること。ただし、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長く期間を設定する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
苦痛を感じているか否かについては、被害児童本人及びその保護者への面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

5 学校の責務

- 日頃から、教育活動全体を通じ、いじめを「しない・させない・許さない」集団づくりに努め、意見の相違があっても認め合い、粘り強く課題を克服していく力や、円滑にコミュニケーションを図ろうとする力を育てる。
- 児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や、他者とかわり他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- いじめ問題の根本的克服に向け、社会性や規範意識、自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 児童のささいな変化でも、いじめとの関連を常に考慮して早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

○いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携し、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。加害児童に対しては、その保護者と情報を共有して指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

6 教職員の責務

- 児童理解を深め、信頼関係を築き、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、係る情報を学校が定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応につなげる。
- 「学校いじめ対策組織」で情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は児童に直接指導する立場にあることから、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修等に積極的・計画的に参加し、成果を共有して、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

7 保護者の責務

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むように努める。
- 保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、保護する児童との会話や触れ合いを通して変化・兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合は児童に寄り添い、悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又は行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝えて安心させるとともに、児童の心情を十分に理解し対応するよう努める。
- 保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、見守り支える。

8 学校いじめ対策組織

- (1) 名称 陸別小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成 校長、教頭、生活指導推進リーダー（指導部）、養護教諭、スクールカウンセラー、町社会福祉士、学校運営協議会委員、PTA 三役
- (3) 役割
 - ・いじめ早期発見のため、相談・通報を受ける窓口
 - ・窓口であることを児童や保護者から容易に認識される取組

- ・緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有
 - ・関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめが解消するまでの支援、役割分担等のプラン策定
 - ・具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）
- (4) 会議
- ・計画会議（4月下旬） ・第2回会議（6月中旬）
 - ・第3回会議（9月） ・第4回会議（11月中旬）
 - ・反省会議（2月下旬）
 - ・その他必要に応じ開催する。

※SC、社会福祉士、学校運営協議会委員、PTA 三役は必要に応じ出席を要請する。

9 学校いじめ対策組織の意義

- ・いじめについては、特定の教職員で抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、社会福祉士等の外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効のないいじめ問題の解決に資することが期待される。

10 いじめ未然防止の取組

- 児童が傍観者とならないようにする

道徳の授業等を通じ、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。また、学級会や児童会活動等において、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、議論することによりいじめに正面から向き合えるよう、児童の自主的な活動を推進する。
- 児童に関する情報を把握し、児童に反映させる

配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 児童、保護者への啓発を行う

啓発資料の配付、外部専門家を活用した授業や講演会を企画する。
- いじめ未然防止プログラムを策定する

年間を通じた具体的な活動を示し、組織として「絆づくり」と「居場所づくり」を計画的に推進する。

11 いじめ早期発見の取組

- いじめアンケートの実施

実態把握のためのアンケートを5月下旬と10月下旬に実施する。教職員はいじめに係る情報を得た場合、いじめ対策組織に報告し情報を共有する。この報告及び情報共有は、定められた方法に従い迅速に行う。
- 教育相談体制の整備

児童の SOS に迅速に対応するため、いじめアンケート実施後、状況に応じて教育相談週間を設定する。
- いじめの相談・通報窓口の周知

児童や保護者に対し、学校いじめ対策組織が窓口であることの周知に努め、相談・通報しやすい環境を整備する。

○ネットパトロールの実施

月に2回、学校いじめ対策組織（教頭、養護教諭）でネットパトロールを行う。

1.2 いじめ早期解消の取組

○学校いじめ対策組織の運用

迅速、的確に情報共有し、適切な対処の在り方を決定する。いじめが解消するまでのプランに従い、全教職員が組織的に役割を果たす。

○事案対処マニュアルの策定

迅速かつ的確な対応を可能にするため、基本的事項を定めた事案対処マニュアルを策定する。

○加害児童への成長支援

被害児童への支援はもちろんのこと、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を策定し、成長を支援する。

1.3 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合には、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を速やかに行い、同種の事態の発生の防止に努める。

○いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者の申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

○被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

○陸別町教育委員会と情報共有し指導を受ける。報道機関への対応が生じる場合は窓口を一本化する（校内においては校長）。情報公開にあたっては児童や保護者への影響を十分に考慮し、公平で誠意ある対応に努める。

1.4 取組目標と評価

次の2点を重点目標とする。また、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ取組の改善を図る。

○学校は、日頃から教育活動を通じて、いじめを「しない・させない・許さない」集団づくりに努める。

○教職員は、児童理解を深め信頼関係を築き、ささいな兆候でもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持つ。

1.5 基本方針の周知・説明

児童や保護者、地域住民が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるよう学校内に掲示するとともに、入学時・年度初めに資料を配付して、児童や保護者、関係機関等に説明する。

また、年度中途の転入の場合も、同様に資料を配付し説明する。

1.6 基本方針の見直し

学校いじめ対策組織は、PDCA サイクルを実行し、毎年度基本方針の見直しを行う。また、見直しの際には、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。